



議会

審議日程

臨時会

七月二十六日(本会議)
○議案上程、説明、質疑、討論、採決

九月定例会

九月十八日(本会議)
○議案上程、説明、質疑、委員会付託
九月十九日(委員会)
○総務、建設、産業経済、教育民生

九月二十日(委員会)

○教育民生
九月二十二日(本会議)
○一般質問
九月二十三(本会議)
○一般質問

九月二十六日(本会議)

○委員長報告、質疑、討論、採決

臨時会

十月二十四日(本会議)

臨時会

十一月二十五日(本会議)
○議案上程、説明、質疑、討論、採決

十二月定例会

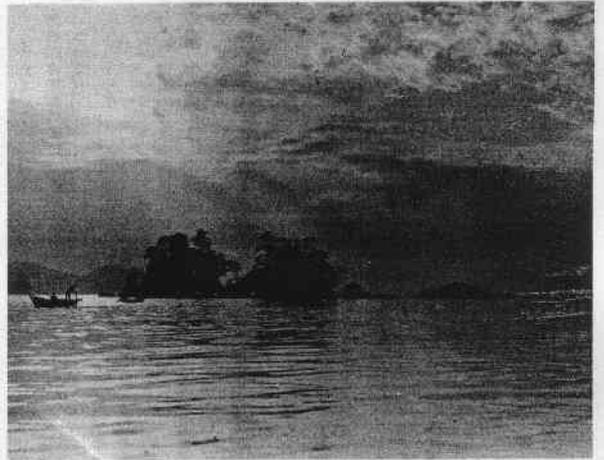
十二月十六日(本会議)
○議案上程、説明、質疑、委員会付託
十二月十七日(本会議)
○一般質問

十二月十八日(本会議)

○一般質問、追加議案上程、説明、質疑、委員会付託
十二月十九日(委員会)
○総務、建設、産業経済

十二月二十二日(委員会)

○教育民生
十二月二十三(委員会)
○決算特別委員会
十二月二十四日(本会議)
○委員長報告、質疑、討論、採決、追加議案上程、説明、質疑、討論、採決



地敷小敷雲・センター清掃
新設、造成工事請負契約
10議案を可決
収入役、教育委員会委員の再選に同意

おまな
案件と質疑
昭和五十年小浜市一般会計補正予算

今回の補正は一億五千八百八十八万二千円を追加補正するもので、生活改善センター、市民体育館建設、小浜保健所跡の利用、荒木集会所に対する補助、同和对策費などについて質疑がありました。

○小浜市警備用具使用条例の一部改正について
新しく祭壇、棺台、棺掛を購入し、部分的貸し出しはせず一式として貸し出すための条例改正で、霊柩車のみを民営で借りる場合、料金が割高になりはしないかなどの質疑に対し、市はきびしい指導で絶対にそのようにならぬことになりました。

○市道路線の認定について
和多田中央線他六路線を市道に認定したいというもので、市道認定の基準について理事者の考え方と問われ、認定の基準は現

九月份例会は、九月十八日から二十四日まで、会期七日間の日程で、昭和五十年小浜市一般会計補正予算一億五千八百八十八万二千円、三特別会計補正予算、本市の課題であった清掃センター新設、敷地造成、雲浜小学校敷地護岸新設工事請負契約など全議案を可決しました。

また、収入役、東野実氏、教育委員会委員、田中稔氏を再選することに同意しました。引き続き、昭和五十一年度若狭高等学校の学級増設に関する意見書を採択し閉会しました。

○小浜市清掃センター敷地造成工事請負契約について
多年の懸案であった本事業の工事請負契約締結したいという議案で、入札までの経過、公害防止対策、焼却炉の構造、機能、切欠から生ずる排土などについて理事者の考えが問われ、特に、公害防止対策については現在ではマルチサイクロンを考えているが地元及び周辺地域から強い要望がある電気集塵機設置について、期待に添うよう努力したいとの考えが示されました。

○雲浜小学校敷地護岸新設工事請負契約について
多田川改修に伴う雲浜小学校敷地護岸工事の請負契約を締結したいという議案で、事業費、工事概要などについて質疑がありました。

○昭和五十一年度、若狭高等学校普通科、商業科をそれぞれ最低一学級以上増設されることと。

九月定例市議会

市議会

九月定例会は、九月十八日から二十四日まで、会期七日間の日程で、昭和五十年小浜市一般会計補正予算一億五千八百八十八万二千円、三特別会計補正予算、本市の課題であった清掃センター新設、敷地造成、雲浜小学校敷地護岸新設工事請負契約など全議案を可決しました。

また、収入役、東野実氏、教育委員会委員、田中稔氏を再選することに同意しました。引き続き、昭和五十一年度若狭高等学校の学級増設に関する意見書を採択し閉会しました。

○小浜市清掃センター敷地造成工事請負契約について
多年の懸案であった本事業の工事請負契約締結したいという議案で、入札までの経過、公害防止対策、焼却炉の構造、機能、切欠から生ずる排土などについて理事者の考えが問われ、特に、公害防止対策については現在ではマルチサイクロンを考えているが地元及び周辺地域から強い要望がある電気集塵機設置について、期待に添うよう努力したいとの考えが示されました。

○雲浜小学校敷地護岸新設工事請負契約について
多田川改修に伴う雲浜小学校敷地護岸工事の請負契約を締結したいという議案で、事業費、工事概要などについて質疑がありました。

○昭和五十一年度、若狭高等学校普通科、商業科をそれぞれ最低一学級以上増設されることと。

二決議案

地方財政計画改善に関する要望を決議
国鉄自動車運賃に関する要望を決議
発電施設の立地調査推進決議は継続審査に

十二月定例市議会

十二月定例会は、十二月十六日から二十四日までの会期九日間の日程で開会され、昭和五十年小浜市一般会計補正予算一億五千八百八十八万七千円、三特別会計補正予算、本市の課題であった清掃センター新設、敷地造成、雲浜小学校敷地護岸新設工事請負契約など全議案を可決しました。

また、収入役、東野実氏、教育委員会委員、田中稔氏を再選することに同意しました。引き続き、昭和五十一年度若狭高等学校の学級増設に関する意見書を採択し閉会しました。

○小浜市清掃センター敷地造成工事請負契約について
多年の懸案であった本事業の工事請負契約締結したいという議案で、入札までの経過、公害防止対策、焼却炉の構造、機能、切欠から生ずる排土などについて理事者の考えが問われ、特に、公害防止対策については現在ではマルチサイクロンを考えているが地元及び周辺地域から強い要望がある電気集塵機設置について、期待に添うよう努力したいとの考えが示されました。

○雲浜小学校敷地護岸新設工事請負契約について
多田川改修に伴う雲浜小学校敷地護岸工事の請負契約を締結したいという議案で、事業費、工事概要などについて質疑がありました。

○昭和五十一年度、若狭高等学校普通科、商業科をそれぞれ最低一学級以上増設されることと。

○小浜市清掃センター敷地造成工事請負契約について
多年の懸案であった本事業の工事請負契約締結したいという議案で、入札までの経過、公害防止対策、焼却炉の構造、機能、切欠から生ずる排土などについて理事者の考えが問われ、特に、公害防止対策については現在ではマルチサイクロンを考えているが地元及び周辺地域から強い要望がある電気集塵機設置について、期待に添うよう努力したいとの考えが示されました。

○雲浜小学校敷地護岸新設工事請負契約について
多田川改修に伴う雲浜小学校敷地護岸工事の請負契約を締結したいという議案で、事業費、工事概要などについて質疑がありました。

○昭和五十一年度、若狭高等学校普通科、商業科をそれぞれ最低一学級以上増設されることと。

農業委員 五名を推せん

七月臨時会
○四回臨時会は、七月二十六日招集され、会期を一日と決定したため、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員に、三井泰雄氏、山脇彦太郎氏、的場治三郎氏、水野武氏、木橋正昭氏の五名を議案推せんすることに決定しました。

また、「下根来小学校新築工事請負契約について」を原案どおり可決し閉会しました。

衛生管理所増設 改造工事請負契約を可決
十月臨時会
○六回臨時会は、十月二十四日招集され、会期を一日と決定し、小浜市衛生管理所増設改造工事請負契約について、を議題とし増設改造は持ち込み量が有施設的能力をこえており、この際、処理方式が消化方式から酸化方式に改善し処理能力の拡大を図り増大する需用に対処するとの理事者の説明が町工事中の受け入れ体制、隣接町工場の尿の取り扱い、汲み取り業社を二社にしてはならぬ理事者の考えをただし原案どおり可決、閉会しました。

中央公民館新築 工事請負契約
十一月臨時会
○七回臨時会は十一月二十五日招集され、会期を一日と決定し小浜市中央公民館新築工事請負契約、今高小学校増築工事請負変更契約、下根来小学校新築工事請負変更契約の三議案をいずれも原案どおり可決、閉会しました。

中央公民館新築工事は、さきに移転された東土木事務所跡に鉄筋コンクリート二階建て延面積一〇五六・八七平方メートルで建設されるもので冬期の工事となることから工期内完成の努力を理事者に強く要望しました。

調査推進決議
●発電施設の立地
昨今の地方自治体財政事情の急激な悪化から、自己財源の乏しい本市の将来を考えると、何らかの産業誘致が必要と思われ、この観点から比較的不況に耐えられる電気産業分野の施設等を本市に誘致することについて、理事者において立地調査推進をはかられたことと議員から提案され、総務常任委員会で継続審査となりました。

地方財政計画改善に関する要望を決議
より高い住民福祉の具体化と実現のために、本市議会では地方財政計画改善に関する五項目の要望を決議し、全国市議会議長会など一体となってこの対策について政府関係機関に要望しました。

国鉄自動車運賃に関する要望決議
交通網の整備と、低廉な運賃による利用の増大は、市民生活の安定向上と都市の発展に欠くことのできないものであり、均衡ある地域社会の開発を促進する基本的要件であることから、このたびの管内バス運賃の二十八%に及ぶ大幅な値上げについて、本市議会は従前の料金に引き下げられるよう要望決議をしました。

地方財政計画改善に関する要望決議
より高い住民福祉の具体化と実現のために、本市議会では地方財政計画改善に関する五項目の要望を決議し、全国市議会議長会など一体となってこの対策について政府関係機関に要望しました。

国鉄自動車運賃に関する要望決議
交通網の整備と、低廉な運賃による利用の増大は、市民生活の安定向上と都市の発展に欠くことのできないものであり、均衡ある地域社会の開発を促進する基本的要件であることから、このたびの管内バス運賃の二十八%に及ぶ大幅な値上げについて、本市議会は従前の料金に引き下げられるよう要望決議をしました。

発電施設の立地
昨今の地方自治体財政事情の急激な悪化から、自己財源の乏しい本市の将来を考えると、何らかの産業誘致が必要と思われ、この観点から比較的不況に耐えられる電気産業分野の施設等を本市に誘致することについて、理事者において立地調査推進をはかられたことと議員から提案され、総務常任委員会で継続審査となりました。

調査推進決議
●発電施設の立地
昨今の地方自治体財政事情の急激な悪化から、自己財源の乏しい本市の将来を考えると、何らかの産業誘致が必要と思われ、この観点から比較的不況に耐えられる電気産業分野の施設等を本市に誘致することについて、理事者において立地調査推進をはかられたことと議員から提案され、総務常任委員会で継続審査となりました。

一般質問



市政方針

◎市長の昭和五十一年度予算編成方針

本年度予算編成は福祉の充実環境の整備、産業の振興を柱にして前年から継続事業である清掃センター、中央公民館、市民体育館、し尿処理場などを最優先に考え、これが施設の日も早く完成でき得るよう予算を編成していきたい。

◎若狭市の誕生について
私も、このことについては夢を持っており、期の熟するのを待って考えてみたい。

◎市職員の採用について
本市の財政状況、退職者の補充など十分検討し必要最小限の採用を考えている。

◎議会において採択された、請願、陳情の取り扱い。
解決したもの、現在取り組み中のものほか、まだ未解決のものもありますが、財政状況を検討し、緊急の度合い、社会情勢を考えながら、御意思に添うよう努力していきたい。

◎固定資産税の税率引き下げについて
本年度予算編成時に一千万減税ができないものか、よく検討し、できれば少しでも引き下げたい。

(五十二年一月臨時会に提案され、税率は百分の一・四に引き下げ可決されました。)



教育文化施設

◎国立少年自然の家について
国の構想については賛成しており、どのように対処していくかが問題となっておりますので、そのための調査については可能な協力をしたい。

◎国立、私立大学の誘致について
現在では国立、私立大学の誘致は早急に望めないと判断してはいますが、大学に付属した短大の誘致ができないかどうか、その資料の収集をしている。

◎博物館、市営球場建設の考え方について
体育館が建設される、市営グラウンド周辺を都市運動公園とするため徐々に整備をしたいと考えている。

◎学校、保育所の建設計画について
義務教育施設は、雲浜小学校の建設を進めながら、財政の許す範囲内で危険校舎の解消に向き努力したい。

◎市民体育館の管理、運営について
昭和五十一年八月に完成予定なので、使用料徴収条例、管理規則など他市の状況も十分参考にして万全を期す考えである。また、使用については、特定の個人、団体の使用に片寄ってはならず、広く市民の利用が得られるような体制にしていきたい。

◎学校給食センターについて
学校給食は、楽しめる給食でありたいと願っておりますが、食中毒の問題などがありますので、よく検討、研究をしてみたい。

◎小浜保健所跡地の利用について
五十一年度予算編成時期まで

福祉の充実



に、保育所と公民館を併設した施設ができないものか、地元関係者ともよく協議して善処したい。

◎休日診療について
日曜、祭日における急病人の診療については、医師会の御協力を得て、当番制を実施していただいておりますが、この当番制に伴う窓口業務は、当番医の表を作成し、市の宿直直において住民からの問い合わせに応えたい。

◎公営住宅の建設計画について
五十一年度建設計画については公営、市営合わせて二十二戸の建設を計画している。

◎清掃センター電気集塵機の設置について
地域の皆さまから強い要望もあり、集塵機の設置ができないものかどうか、前向きに検討していきたい。

◎公共下水道について
北川、南川水城及び北川地先河川が国の水質環境基準水域に指定された。指定を受けると県は流域下水道整備計画を立てることが義務付けられ五十一年度県において計画立案中で、これが発表されたのち適合する計画を市で立てたい。

◎市道未舗装部分の早期舗装について
現在の舗装率は、四十・九％で本年度中に四十三％を目標としており次年度も引き続き実施していきたい。

◎市政全般に占める環境格差の是正について
一朝一夕には解消しないが、へき地をなくすための予算措置

及び政策は積極的に行なっていく。今後引き続き努力したい。

◎小浜公園を中心とした西部地区の開発について
青井地区区画整理事業実施を計画しており、小浜公園については、都市公園として五十一年度から整備していきたい。

◎小浜病院結核病棟の建設について
長年の懸案事項であり、今日まで基金の積み立てを行なっている。今後も建設を前提として努力していきたい。

◎新幹線の後について
新幹線は当初よりかなり遅れると思われるが、国土庁で策定する第三次全国総合開発計画からははずれる心配はないと思う。五十一年度工事は無理としても建設は間違いないと思う。

◎小浜線の複線化について
複線と電化の両方は無理でもせめて複線でも早急に考え努力したい。

◎国鉄小鶴線の現状及び今後の見通し
現在工事中となっており、現在工事線については、運輸省の許可が大きなきと成っており、引き続き運輸省を中心に運動を進めたい。

◎小浜、京高高速自動車道
昭和六十年開通を目標に、努力したい。

建設



◎漁港、外港の後の進め方
知事を先頭に強い陳情を行なっている。五十一年度から始まる第六次整備計画で完成を目ざしたいと考えている。

◎農業の振興について
本市農業の位置付けとして、稲作、施設園芸、畜産、水稲野菜の複合と四つのタイプの農家を育成し振興をはかりたい。

◎農業者継業者育成について
農林高校ともタイアップして努力したい。

◎発電施設の調査について
議会の皆様ともよく相談して結論を出させていきたい。

◎発電施設の調査について
この問題については専門家でない私どもの浅知恵で軽々しく論ぜられないと思ふ。

◎大飯原発稼働に伴う事前対策について
安全協定締結を前提として安全協定締結をしている。

◎中止の申し入れについて
自治体の自主性を尊重すべきであり、中止を申し入れるつもりはない。

委員会の動き

九月、十二月定例会において各委員会に付託された案件については、関係者からの説明聴取、現場の視察を行ない慎重に審査されました。

◎総務常任委員会
付託された案件は議案六件、陳情一件、決議案一件で議案、陳情はいずれも原案どおり可決採択すべきものと決しました。

◎建設常任委員会
付託された案件は議案八件、陳情二件で議案、陳情いずれも原案どおり可決、採択すべきものと決しました。

◎産業経済常任委員会
付託された案件は、議案六件でいずれも原案どおり可決採択すべきものと決しました。

◎教育民生常任委員会
付託された案件は、議案十二件、陳情四件で議案はいずれも原案どおり可決採択すべきものと決し、陳情については一件を継続審査、他三件は採択すべきものと決しました。

◎決算特別委員会
十二月定例会で設置された決算特別委員会は、委員八名で構成され、委員長、副委員長を選任し、付託された認定案件七件を閉会中の継続審査としました。

◎都市交通対策委員会
小浜線の複線化、国鉄バス線の運行について積極的に取り組む、小浜線の複線化については、市道建設については意見書提出の陳情(小浜市PTA連合会長、杉田肇一)について、

への強力な陳情を行ない、また国鉄バスについては小浜、周山、京都間のバス運行を夏季のみにとどめず年間を通じての運行がなされるよう、近く関係当局への陳情を考えている。

◎新幹線対策委員会
北陸新幹線等整備五線は、いずれも国の総需要抑制政策、さらに第三次全国総合開発計画の策定で経済成長のダウンに合わせる新幹線網構想を縮小すべきとの試算が示されたことから北陸新幹線の早期着工と小浜駅設置について政府関係機関、地元選出国会議員に対し強力な陳情を行なっている。

◎発電所安全対策調査研究委員会
大飯原発から海城域に最も近い本市として、これら発電施設の安全性については深い関心があり、専門的な事柄が多岐にわたることを認めながら、委員会では、漁協、静岡県浜岡町、科学技術庁など各機関、温排水の海流、漁具類に及ぼす影響、浜岡原発の現状と住民の声、原発建設と安全性の調査、また市民団体、商工団体の意見を聞くための懇談会開催と並行して自然放射線の測定と人体許容量の問題についても計数器による市内モニタリングポスト周辺及びレントゲン室、周辺地原電子発電所の測定を行ない科学的な調査、研究も続けている。

◎陳情六件を採択
九月、十二月定例会に提出された陳情は七件で、六件を採択し一件は継続審査となり、採択された陳情は次のとおりです。

◎水道、谷口村中線旧東部部分の舗装について(深谷区長、岸本制司他十二名)
◎水取、山手二、三丁目地区の治水対策について(山手二丁目区長、三丁目区長、水取区長)
◎小浜市清掃センターに関する環境整備について(東勢区長、田中義則、西勢区長、岡善次郎)

◎小浜市清掃工場建設に伴う、電機集塵機の併設について(小浜地区区長会長、浅見静一、他小浜地区西部九区正副区長)
◎昭和五十一年度若狭高等学校の学級増設について意見書提出の陳情(小浜市PTA連合会長、杉田肇一)

◎公営倉庫に代るべき施設の早期建設について(小浜地区区長会長、浅見静一他三十五名)

政治家や候補者は
こういふ行為は
禁止になりました。
(公職選挙法改正)